

石川県観光PRマスコットキャラクター「ひやくまんさん」の出演に関する要項

石川県観光PRマスコットキャラクター「ひやくまんさん」は、石川県の魅力発信及び観光PRを目的に活動するものとし、その出演について必要な事項を次のとおり定める。

1. 出演基準

次の(1)～(3)に掲げる項目のいずれかに該当する場合に出演することとする。

- (1) 石川県の観光PRに資する事業・催事及びキャンペーン等で高いPR効果が見込まれるもの
- (2) 石川県が実施または参加する事業・催事及びキャンペーン等で高いPR効果が見込まれるもの
- (3) その他、知事が特に必要と認めるもの

なお、上記の活動の目的に沿わないもの、ひやくまんさんのイメージを損なうおそれがあるもの、特定企業の商品の販売促進等につながる事業・催事等（石川県が関与しているものは除く）、個人的なイベント（結婚式や還暦のお祝いなど）や企業の福利厚生イベント等、その他、法令及び公序良俗に反すると認められるものには原則出演しない。

2. 出演依頼の方法

出演を依頼する者は、出演を希望する日の**20日前まで**に「ひやくまんさん」出演依頼書及び企画書（企画概要・出演内容）を（公社）石川県観光連盟に提出すること。

3. その他

- (1) 出演時間は1回当たり15分程度とし、それ以上になる場合は適宜休憩時間を確保すること。
- (2) 出演にかかる運送費、スタッフ交通費、控室の借上料等の実費については、原則出演依頼者が負担すること。
なお、出演にかかる人件費については、双方協議の上、場合によっては出演依頼者の負担となる場合がある。
- (3) 出演に際し、出演依頼者側で2名以上の運営補助員をつけること。
- (4) 搬入出経路（幅1,300mm、高さ1,270mm、奥行き1,170mm）を確保すること。
- (5) 出演を承認している場合であっても、雨天の場合の屋外での出演はできない。
- (6) 出演依頼者は、その責めに帰する理由により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を石川県に連絡し、その要求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

附 則（平成27年3月14日変更）

この要項は、平成27年3月14日から施行する。

附 則（平成28年4月1日変更）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日変更）

この要項は、令和7年4月1日から施行する。